

役員報酬・役員退職慰労金規程

(目的)

- 第 1 条 この規定は、社会福祉法人こうほうえん（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 22 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する役員退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

- 第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定められたものとする。
- (1) 報酬については、別表第 1 に定める額
 - (2) 退職慰労金については、別表第 2 定める算式により算出される額
 - (3) 旅費については、給与規程別表 8-1 旅費の定める額

(非常勤役員の報酬等の算定方式)

- 第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1) 報酬については、別表第 3 に定める額
 - (2) 非常勤役員等が職務のために出張したときは、費用弁償として当法人の旅費規定に基づく、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人給与との併給)

- 第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第 4 の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応

じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月27日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、その前営業日とする。
 - (2) 役員退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

- 第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表第 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	年額 25,000,000 円以内
監事	年額 6,000,000 円以内

別表第 2（常勤役員等の役員退職慰労金算定式）

- (1) 算出方法は以下の通りにする。

最終役員報酬月額×在任年数×功績倍率

※上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

- (2) 上記の功績倍率は以下の通りにする。

- ・理事長 1.5 倍
- ・監事 0.8 倍

- (3) 非常勤役員の在任期間は、退職慰労金の在任年数に含めない。

- (4) 役員在任中、特に功績があった者については、(1) により計算した金額に 30% の範囲内の金額を加算することができる。

- (5) 故意または重大な過失等により法人に損害を与えた、または名誉を傷つけた者については、退職慰労金を減額することができる。

- (6) 職員兼務役員の慰労金は、別途給与規程に定める。

別表第 3（非常勤役員等の報酬）

- (1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

- (2) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

- (3) 監事

	日額
監事監査等及び理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表第4（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする